

土木工事出来形管理基準

令和3年4月

東京都水道局

土木工事出来形管理基準

令和3年4月

東京都水道局

目 次

第1章 総 則

1 目 的	3
2 適用範囲	3
3 管理の実施	3

第2章 出来形管理基準

配水管工事	6
塗覆装工事	22
水道施設構造物工事	24
シールド・推進工事	32
PCタンク工事	38
水管橋工事	40
土工事	46
舗装工事	48
街築工事	50
擁壁工事	54

付 録

表-1 水管橋外面塗装工事標準膜厚表（工場塗装）	58
表-2 水管橋外面塗装工事標準膜厚表（現場溶接部）	59

第1章 総 則

第1章 総 則

1 目 的

この基準は、東京都水道局「配水管工事標準仕様書」1-3-1に規定する工事の出来形に関する施工管理の方法を定めることを目的とする。

2 適用範囲

(1) この基準は、東京都水道局が施行する請負工事に適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合や、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

(2) 治山、林道工事については別に定める特記仕様書による。

(3) 完成後管理者に移管する構造物等の施工管理については、当該事業主体の定める基準によることができる。

3 管理の実施

(1) 受注者は、工事着手に先立ち、工事施工計画書の中に施工管理計画及び施工管理責任者を定める。ただし、軽易な工事等で監督員の承諾を得た場合は、「主要現場従事者等届」の職務分担表に施工管理責任者を明らかにすることをもって代えることができる。

(2) 施工管理責任者は、当該工事の内容を把握し、適切な施工管理を行う。

(3) 出来形の管理は、設計値を目標として行うものとし、個々の測定値は規格値を満足するものとする。

(4) 出来形の測定は、施工と並行して管理の目的が達せられるよう速やかに実施する。

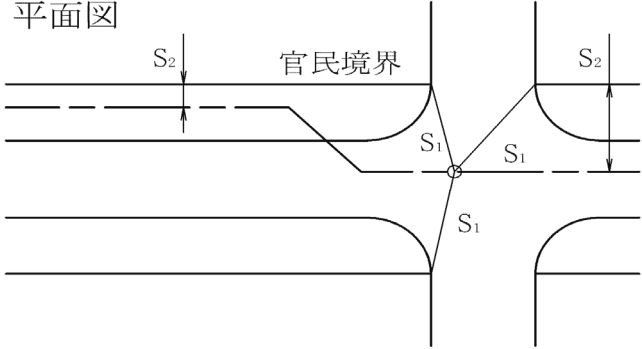
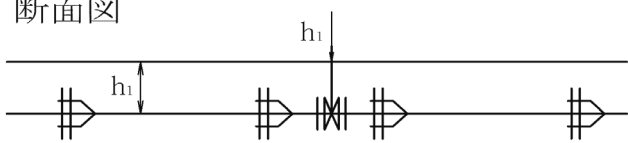
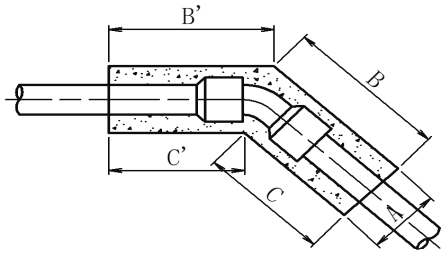
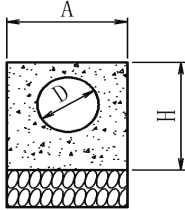
(5) 受注者は、水道工事用書類・様式の記載例集を参考に、設計値と測定値が対比できるように記録した出来形図又は測定結果表等を作成し、提出するものとする。

(6) 受注者は、測定値が設計（規格）値に対し偏向を示したり、バラつきが大きい場合は直ちに原因を究明し、改善策を講じて、監督員に報告の上、その指示を受けること。

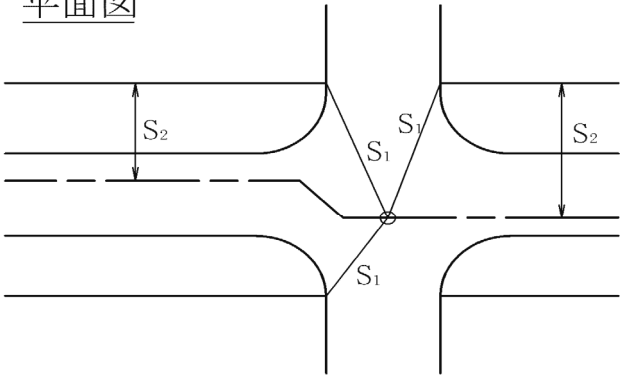
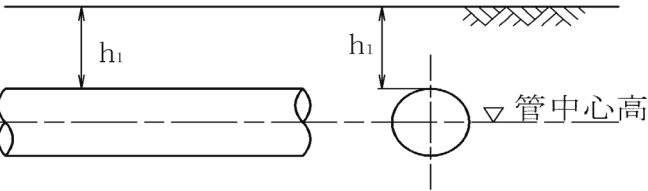
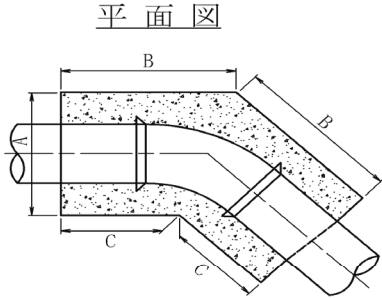
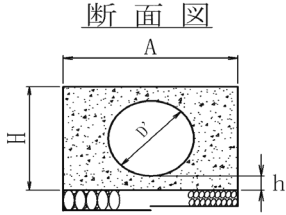
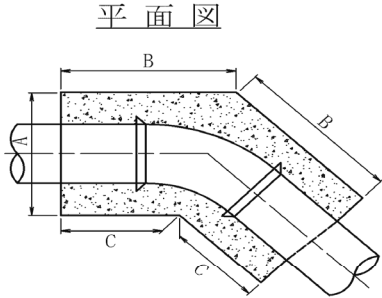
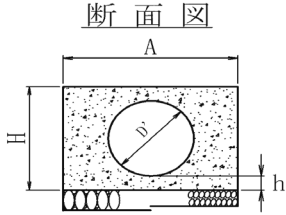
なお、規格値を外れた場合も同様とする。

第2章 出来形管理基準

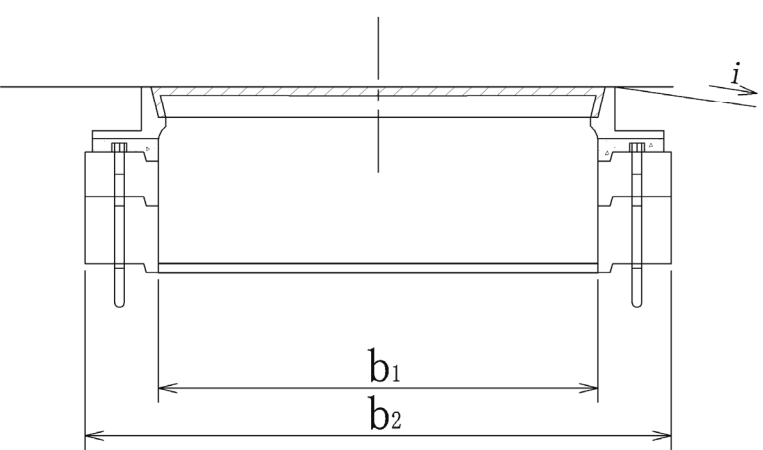
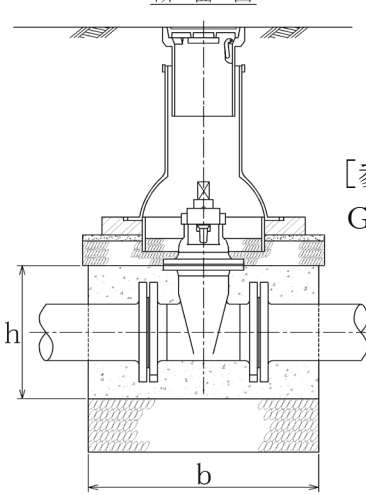
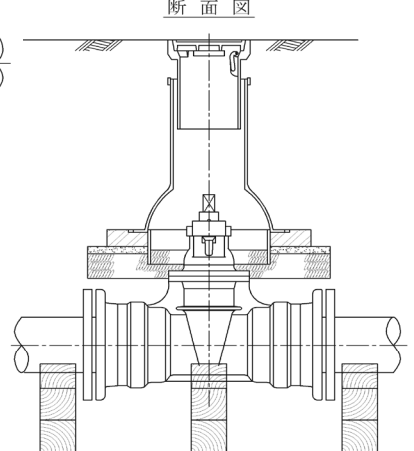
測定対象			規格値 (単位 mm)
工事	工種	測定項目	
配水管工事 呼び径350以下	配管工	延長 新設 撤去 使用廃止	100m未満 ±90 100m以上 ±ℓ/1000
		オフセット (S ₁)	±30
		占用位置 (S ₂)	±30
		土被 (h ₁)	±30
	管防護工	コンクリート断面 (A、B、B'、C、C'、H)	断面 0～+50 延長 0～+50
		基礎工 (砕石基礎)	幅さ 0～+50 厚さ 0～+50

管 理 基 準	測 定 箇 所
<p>路線ごとに測定する。</p>	<p>平面図</p> 
<p>維持管理上重要なポイントになるので、固定点から3点測定し、正確なものを図示する。 始点、終点、T字管、曲管（45°以上）、付属施設（使用廃止管を含む。）</p>	<p>断面図</p> 
<p>一般部はおおむね50mごとに標準的な位置で1箇所測定する。 設計図に明示した伏越し等、特殊部及び付属施設については全箇所測定する。</p>	<p>平面図（45°、22½°、11¼° 曲管）</p>  <p>断面図</p> 
<p>実施箇所ごと測定する。 既設埋設物等の関係で標準防護ができない場合は、別途防護計算により形状を確定する。</p>	

測定対象			規格値 (単位 mm)
工事	工種	測定項目	
配水管工事 呼び径 400以上	配管工	延長 新設 撤去 使用廃止	500m未満 ±100 500m以上 ±200
		オフセット (S ₁)	±30
		占用位置 (S ₂)	±30
		土被 (h ₁)	±30
		管中心高	
	管防護工	コンクリート断面 (A、B、C、L、H)	断面 0～+50 延長 0～+50
		管下高 (h)	±50
		基礎工 (碎石基礎)	幅さ 0～+50 厚さ 0～+50

管 理 基 準	測 定 箇 所
<p>路線ごとに測定する。</p>	<p>平面図</p> 
<p>維持管理上重要なポイントになるので、固定点から3点測定し、正確なものを図示する。 始点、終点、T字管、曲管（11/4°以上）、付属施設（使用廃止管を含む。）</p>	<p>断面図</p> 
<p>一般部はおおむね50mごとに標準的な位置で1箇所測定する。 設計図に明示した伏越し等、特殊部及び付属施設については全箇所測定する。</p>	<p>平面図</p>  <p>断面図</p> 
<p>実施箇所ごとに測定する。 埋設物等の関係で標準防護ができない場合は、別途防護計算により形状を確定する。</p>	<p>平面図</p>  <p>断面図</p> 

測定対象			規格値 (単位 mm)
工事	工種	測定項目	
配水管工事 各種弁室築造工	共通項目	基礎工 (碎石基礎)	幅さ 0～+50 厚さ 0～+50
		鉄蓋据付工	レンガ又はブロック (b1) 内寸法 ±10 (b2) 外寸法 0～+20
	直段差 ±0 鉄蓋と舗装のすり付け前の段差 すり付け勾配 (i) おおむね 3%以内とする。		
制水弁		基礎部 (コンクリート：管軸、管直角方向) (h、b) (フランジ型制水弁のみ)	幅さ 0～+50 厚さ 0～+50

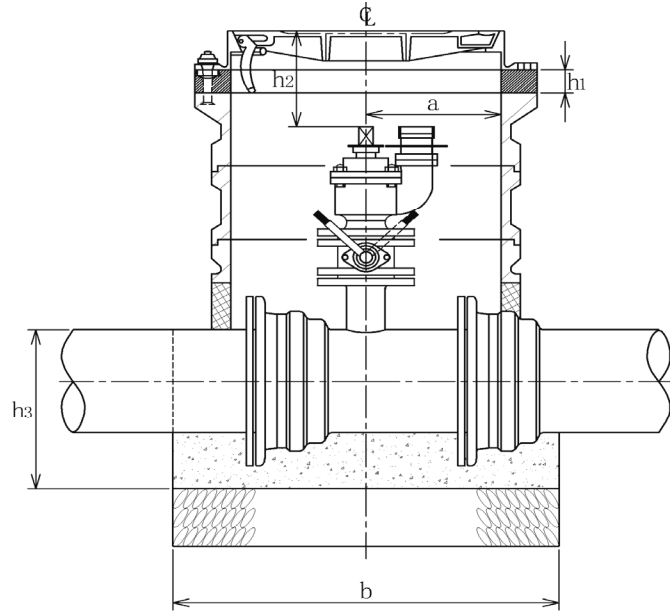
管 理 基 準	測 定 箇 所
<p>実施箇所ごとに測定する。</p>	<p style="text-align: center;">鉄蓋据付工</p> 
<p>実施箇所ごとに測定する。</p>	<p>フランジ型制水弁（JIS弁）</p> <p style="text-align: center;">断面図</p>  <p>[参考] GX型制水弁（ソフトシール弁）</p> <p style="text-align: center;">断面図</p> 

測定対象			規格値 (単位 mm)
工事	工種	測定項目	
配水管工事 各種弁室築造工	消火栓室	基礎部 (コンクリート：管軸、管直角方向) (h_3 、 b)	幅さ 0～+ 50 厚さ 0～+ 50
		無収縮 モルタル厚 (h_1)	標準図のとおり ※勾配がある場合は、厚みが少ない箇所で測定する。
		ブロック (a)	弁類の芯から 管軸方向 ± 50 管直角方向 ± 30
		開閉軸の深さ (h_2)	標準図のとおり

管 理 基 準

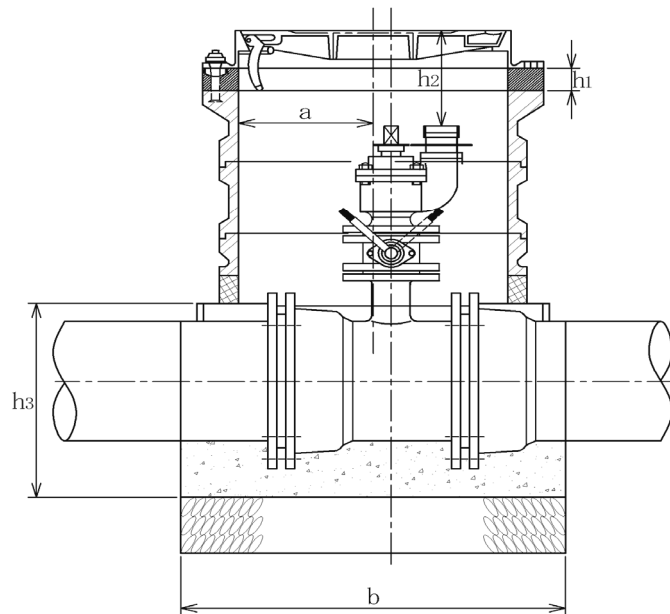
測 定 箇 所

断 面 図 (φ 100 ~ 250 の 場 合)



実施箇所ごとに測定する。
側塊の積み重ねは、ずれがないことを確認する。

断 面 図 (φ 300、350 の 場 合)



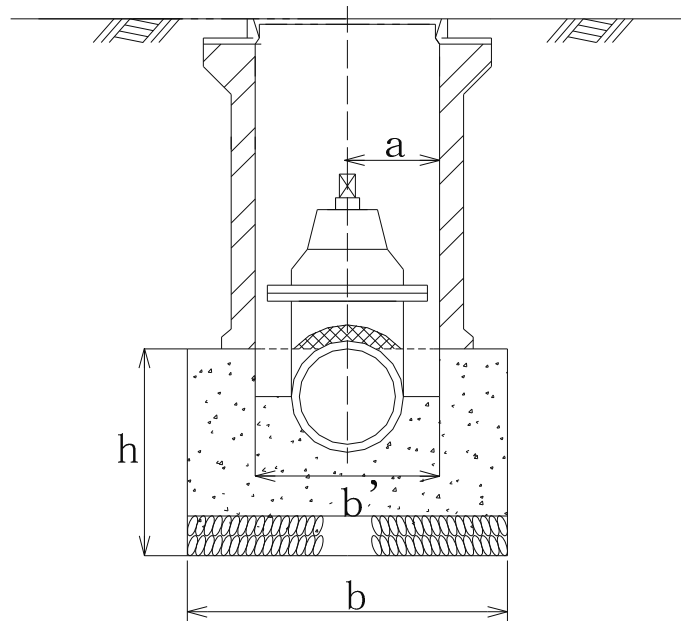
※中心 (スピンドル) から40mm芯がずれる。

測定対象			規格値 (単位 mm)
工事	工種	測定項目	
配水管工事 各種弁室築造工	区画量水器室	基礎部 (コンクリート：管軸、管直角方向) (h、b、b')	幅さ 0～+ 50 厚さ 0～+ 50
		ボックス内寸法 (L1)	標準図のとおり
		ブロック (a)	弁類の芯から 管軸方向 ± 50 管直角方向 ± 30
		キャップ高さ (A)	標準図のとおり

管 理 基 準

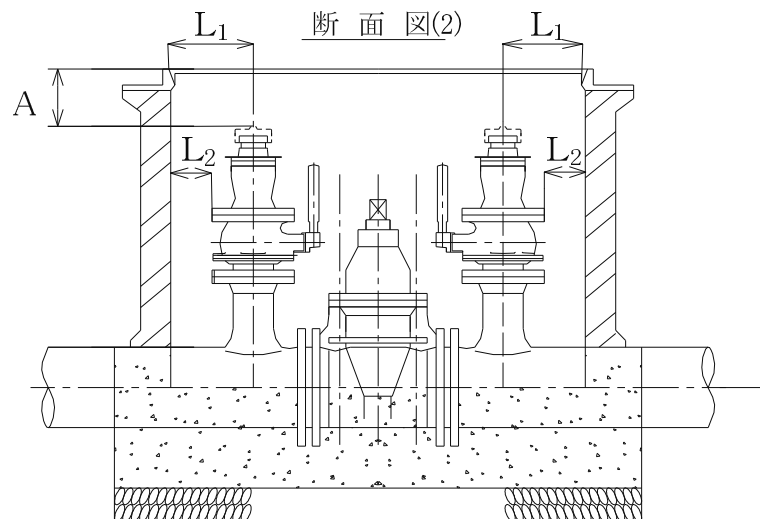
測 定 箇 所

断面図(1)



実施箇所ごとに測定する。
側塊の積み重ねは、ずれがないことを確認する。

断面図(2)



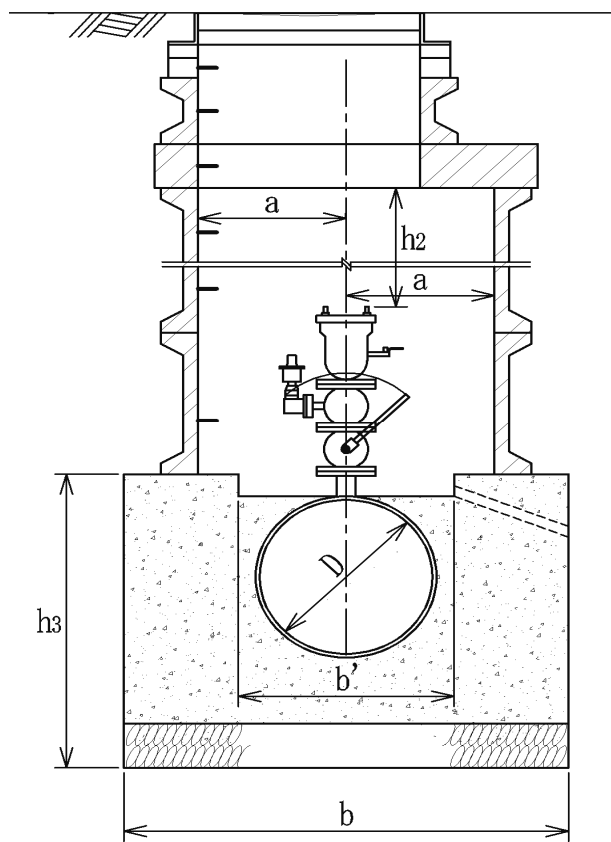
測定対象			規格値 (単位 mm)
工事	工種	測定項目	
配水管工事 各種弁室築造工	玉押器対応型 急速空気弁	基礎部 (コンクリート：管軸、管直角方向) (h_3 、 b 、 b')	幅さ 0～+50 厚さ 0～+50
		側塊 (a)	弁類の芯から 管軸方向 ±50 管直角方向 ±30
		頂版下端～開閉軸 (h_2)	標準図のとおり

管 理 基 準

測 定 箇 所

実施箇所ごとに測定する。
側塊の積み重ねは、ずれがないことを確認する。

断 面 図



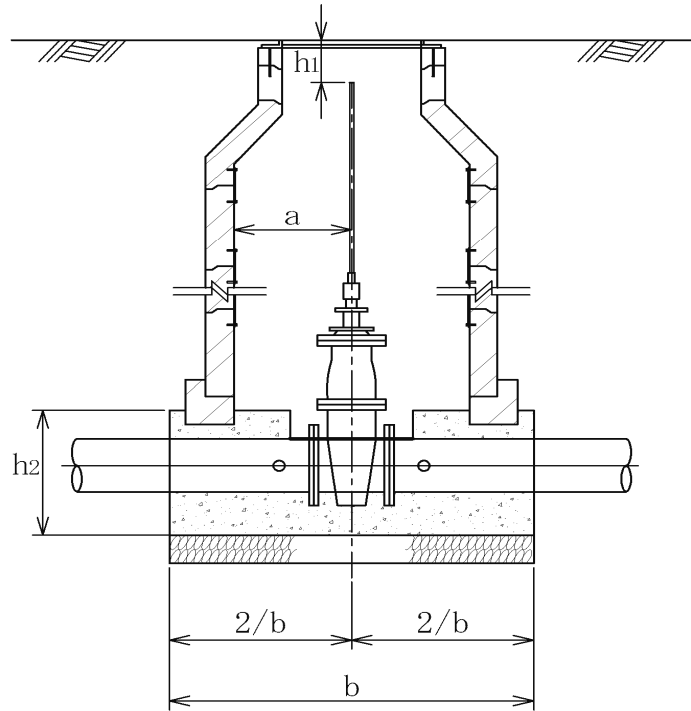
測定対象			規格値 (単位 mm)
工事	工種	測定項目	
配水管工事 各種弁室築造工	プレキャスト製 制水弁室	基礎部 (コンクリート：管軸、管直角方向) (h_3 、 b)	幅さ 0～+50 厚さ 0～+50
		側塊 (a)	弁類の芯から 管軸方向 ±50 管直角方向 ±30
		開閉軸の深さ (h_1)	標準図のとおり
	現場打ち制水弁室	基礎部 (コンクリート：管軸、管直角方向) (h_3 、 b 、 b')	幅さ 0～+50 厚さ 0～+50
		壁体部 (コンクリート：管軸、管直角方向) (b_1 、 b_2 、 h_2 、 t)	内・外寸法 ±30 高さ ±30 壁厚 -5～+10
		側塊 (a)	弁類の芯から 管軸方向 ±50 管直角方向 ±30
		開閉軸及び足掛金物の深さ (h_1)	標準図のとおり

管 理 基 準

測 定 箇 所

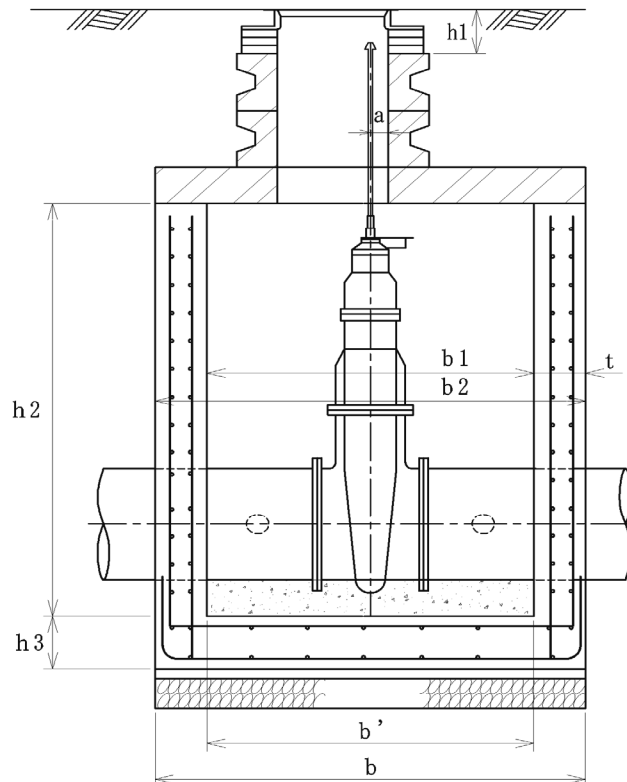
実施箇所ごとに測定する。
側塊の積み重ねは、ずれがないことを確認する。

断面図



実施箇所ごとに測定する。
側塊の積み重ねは、ずれがないことを確認する。

断面図



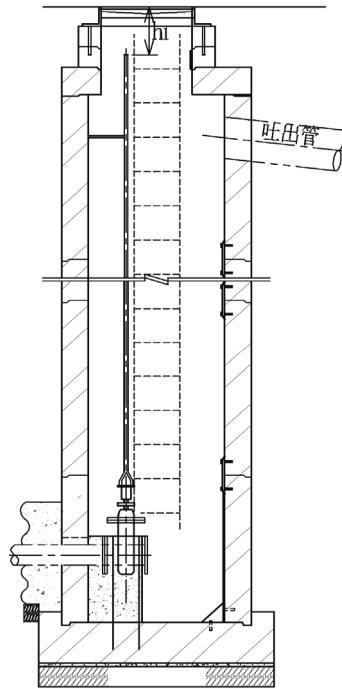
測定対象			規格値（単位 mm）
工事	工種	測定項目	
配水管工事 各種弁室築造工	プレキャスト製 排水室Ⅱ型 Ⅳ型 Ⅴ型	開閉軸の深さ（h1）	標準図のとおり

管 理 基 準

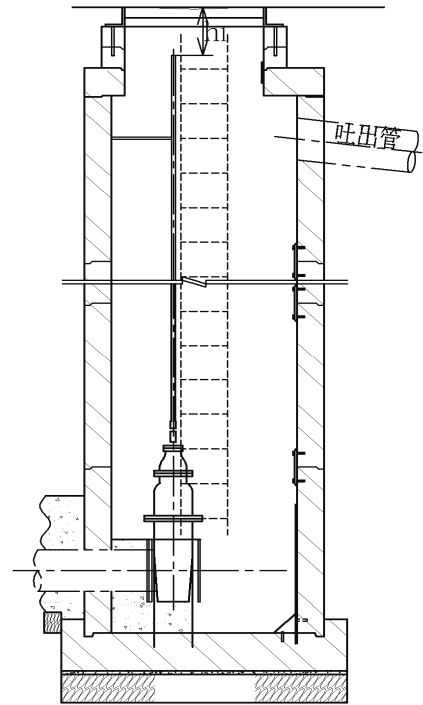
測 定 箇 所

実施箇所ごとに測定する。
側塊の積み重ねは、ずれがないことを確認する。

断 面 図 (Ⅱ型)



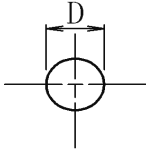
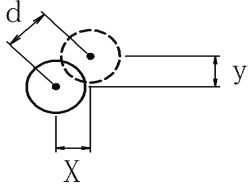
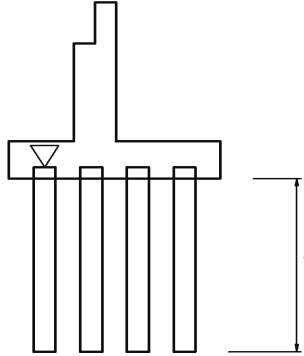
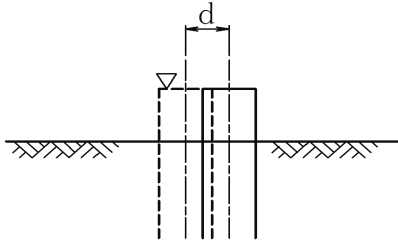
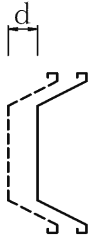
断 面 図 (Ⅳ型)



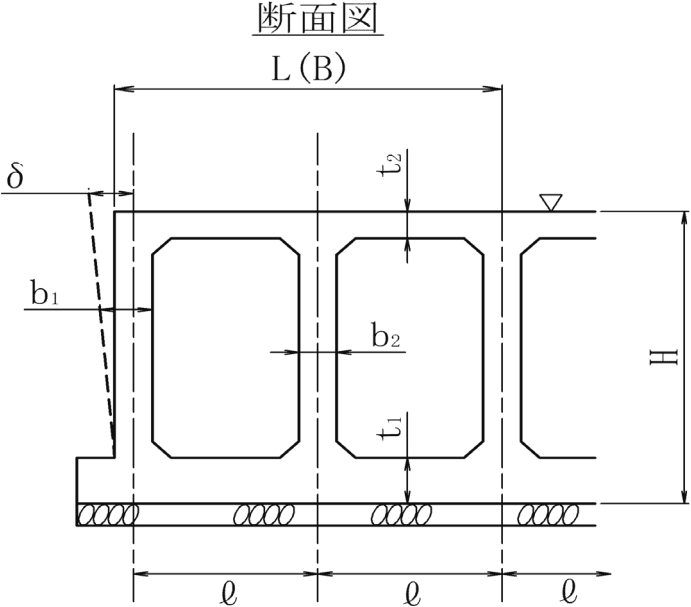
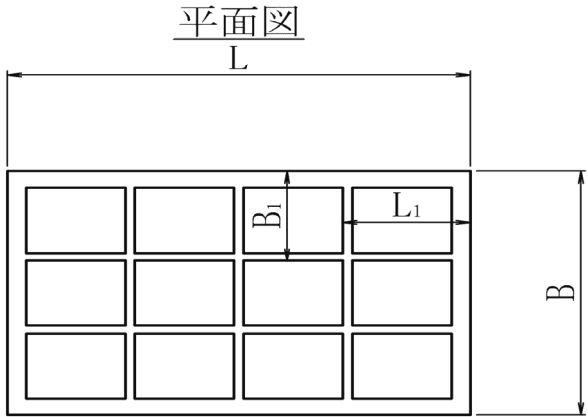
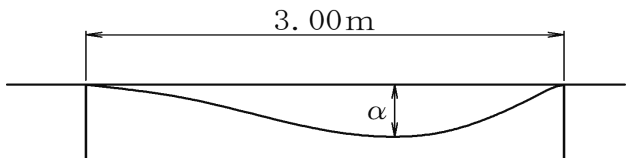
測定対象			規格値（単位mm）
工事	工種	測定項目	
塗 覆 装 工 事	鋼管 タールエポキシ 樹脂塗装（外面）	塗膜厚 呼び径350mm以下	0.3以上
		塗膜厚 呼び径400mm以上	0.5以上
		可撓伸縮管の鋼製部分	0.5以上
		工場塗装と現場塗装の 塗り重ね幅	20以上
	熱収縮チューブ又 はシート（外面）	工場塗装部との重ね長さ	50以上
		シートの円周方向の重ね長さ	50以上
		塗膜厚	1.5以上
	水道用液状 エポキシ樹脂塗装 （内面）	塗膜厚 呼び径350mm以下	0.3以上
		水道用無溶剤形 エポキシ樹脂塗装 （内面）	塗膜厚 呼び径400mm以上

管 理 基 準	測 定 箇 所
<p>厚さは、電磁微厚計その他により管軸方向に対し任意の3箇所、その各箇所の円周上任意の4点で測定する。</p>	
<p>塗膜の厚さの検査は、電磁式微厚計又は他の適当な測定器具により測定する。ただし、測定する箇所は長さ方向及び円周方向でそれぞれ500mm間隔とする。</p>	

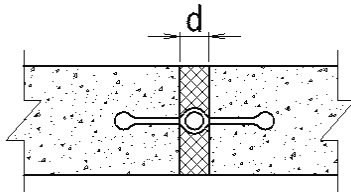
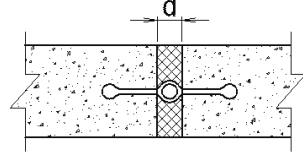
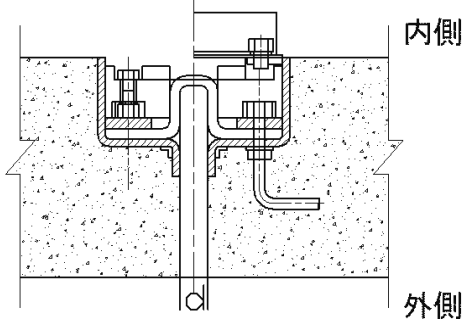
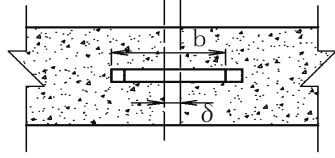
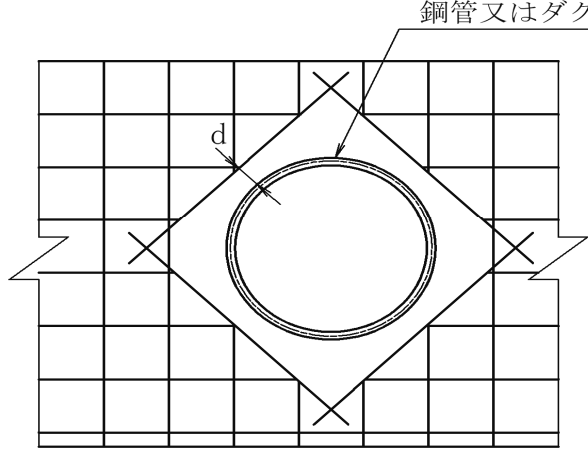
測定対象			規格値（単位 mm）
工事	工種	測定項目	
水道施設 構造物 工事 （浄水場・給水所・ポンプ場）	既製杭工 場所打杭工	基準高▽（共通）	± 50
		偏心量（d）（共通）	既製杭：D/4かつ100以内 場所打杭：100以内
		根入長（共通）	設計値以上
		杭径 D（場所打杭）	設計値（公称位）以上
		傾斜（共通）	1/100以内
	砕石基礎	幅厚さ	設計値以上 - 30
	割栗石基礎	幅厚さ	設計値以上 - 30
	矢板工 （任意仮設は除く。）	基準高▽	± 50
		基準値からのずれ（d）	100以内
		根入長	設計値以上

管 理 基 準	測 定 箇 所
<p>全数について杭中心で測定する。</p> <p>(場所打杭) 杭径について、全周回転型オールケーシング工法の場合は、「設計機（公称径）－30以上」とする。</p>	<p>D: 杭径</p>  $d = \sqrt{(x^2 + y^2)}$   <p>根入長</p>
<p>200㎡に1箇所の割合で測定する。</p>	
<p>基準高は施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。 基準からのずれは、施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。</p>	 

測定対象			規格値 (単位 mm)
工事	工種	測定項目	
水道施設構造物工事 (浄水場・給水所・ポンプ場)	鉄筋及びPCコンクリート構造物 1) 各部材の寸法	基準高 ∇	± 25
		壁体の鉛直のずれ (δ)	± 30
		支間寸法 (ℓ)	+ 30 - 25
		断面寸法 ① 柱・桁及び類似部材の断面寸法又は壁、床板・頂版及び類似部材の厚さ (b_1 、 b_2 、 t_1 、 t_2)	規定寸法の2%以内及び + 10 - 5
		② 平面長 (L_1 、 L_2 、 B 、 B_1)	規定寸法の $\pm 1/1000$
	③ 高さ (H)	± 25	
	2) 仕上がり面	平坦性 (α) (床版・頂版) ① 金ゴテ仕上げ ② 木ゴテ仕上げ	± 5 ± 7

管 理 基 準	測 定 箇 所
1ブロック当たり3～5箇所測定する。	※ 1ブロックとは、コンクリート打設量から決定する打設1ブロック当たりの延長又は20mの小さい方とする。
1面につき2～3箇所測定する。	断面図 
1ブロック当たり、総支間数の1/20の割合で測定する。	
①柱・桁類 1ブロック当たり、総数の各1/10の割合で測定する。 ②壁類 1ブロック当たり、総壁枚(面)数の各1/10の割合で測定する。ただし、側壁は1面につき2～3箇所測定する。 ③床版・頂版類 1ブロック当たり、3～5箇所測定する。	平面図 
① 1ブロックの縦・横方向の各箇所測定する。 ② 1池(区画)全長の縦・横方向の各2箇所測定する。	
1ブロック当たり、3～5箇所測定する。	
直線定規等を3m区間に当てて測定したとき。 施工規模に応じて、50～200m ² に1地点	

測定対象			規格値（単位 mm）
工事	工種	測定項目	
水道施設 構造物 工事 （浄水場・給水所・ポンプ場）	伸縮装置	取付間隔（ δ ）	センターバルブ外径（ d ）の 1/4以下
	1) エキパンジョン型		
	2) 伸縮可撓吸収型	〃	〃
	3) 伸縮可撓波型	〃	〃
	止水板	〃	止水板幅（ b ）の±10%以内
マクロセル腐食 対策	コンクリート構造物内への鋼管・ダクタイル鋳鉄管配管	鋼管、ダクタイル鋳鉄管と鉄筋との離隔	離隔75mmに対し±20

管 理 基 準	測 定 箇 所
5 mごとに1箇所測定する。	
//	
//	
//	
<p>管断面の0°、90°、180°、270°の4箇所を測定 (各段面の最小距離 d を測定)</p>	<p>鋼管又はダクトイル管</p> 

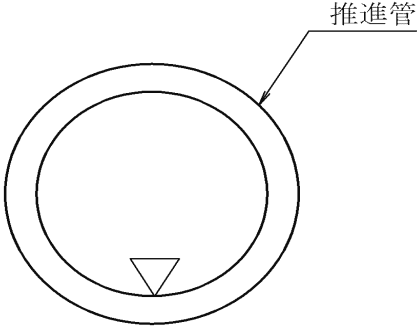
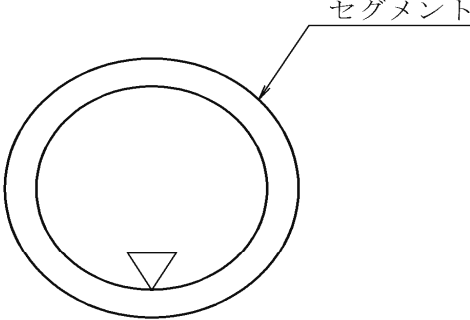
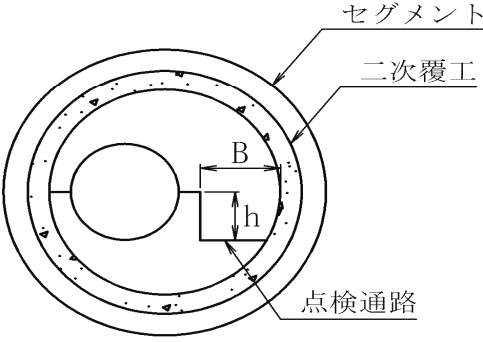
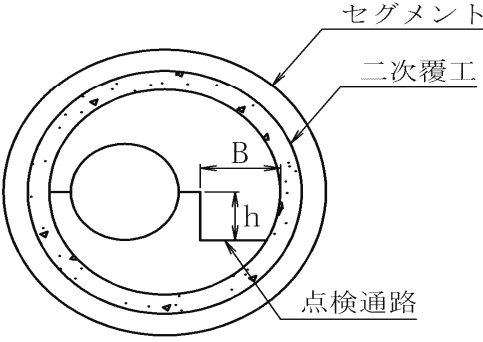
測定対象			規格値（単位 mm）
工事	工種	測定項目	
水道施設構造物工事 （浄水場・給水所・ポンプ場）	薬品貯蔵槽 ライニング補修 FRPライニング	ライニング厚さ	0 ~ +5
	ろ過砂敷均し （更生） アスファルト敷均し	敷均し厚さ （各ろ材の層厚を合計した 全ろ層厚）	0 ~ +20
	粒状活性炭 引き抜き工	引抜き厚さ	0 ~ +50
	粒状活性炭 敷き込み工	敷均し厚さ	

管 理 基 準	測 定 箇 所																																										
<p>1面当たり5箇所測定又は30㎡当たり5箇所測定</p>																																											
<p>1池当たり8箇所測定し、その平均値とする。 測定は、洗浄後とする。</p>																																											
<ul style="list-style-type: none"> 壁面、トラフ等の洗浄及び下部集水装置の点検が完了した状態で、活性炭の引抜き厚さ（$h_2 - h_1$）を測定する。 測定は、半池のトラフごとに3箇所行うこととする。（平面図参照） 出来形の測定値は、全測定箇所の平均値とする。 	<p style="text-align: center;">平 面 図</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>16</td><td>13</td><td>10</td><td>7</td><td>4</td><td>1</td></tr> <tr><td>17</td><td>14</td><td>11</td><td>8</td><td>5</td><td>2</td></tr> <tr><td>18</td><td>15</td><td>12</td><td>9</td><td>6</td><td>3</td></tr> <tr><td colspan="6" style="text-align: center;">トラフ</td></tr> <tr><td>34</td><td>31</td><td>28</td><td>25</td><td>22</td><td>19</td></tr> <tr><td>35</td><td>32</td><td>29</td><td>26</td><td>23</td><td>20</td></tr> <tr><td>36</td><td>33</td><td>30</td><td>27</td><td>24</td><td>21</td></tr> </table>	16	13	10	7	4	1	17	14	11	8	5	2	18	15	12	9	6	3	トラフ						34	31	28	25	22	19	35	32	29	26	23	20	36	33	30	27	24	21
16	13	10	7	4	1																																						
17	14	11	8	5	2																																						
18	15	12	9	6	3																																						
トラフ																																											
34	31	28	25	22	19																																						
35	32	29	26	23	20																																						
36	33	30	27	24	21																																						
<ul style="list-style-type: none"> 逆流洗浄後、表層の微粉炭を排除した状態で測定（h_1）する。 測定は、半池のトラフごとに3箇所行うこととする。（平面図参照） 出来形の測定値は、全測定箇所の平均値とする。 	<p style="text-align: center;">断 面 図</p>																																										

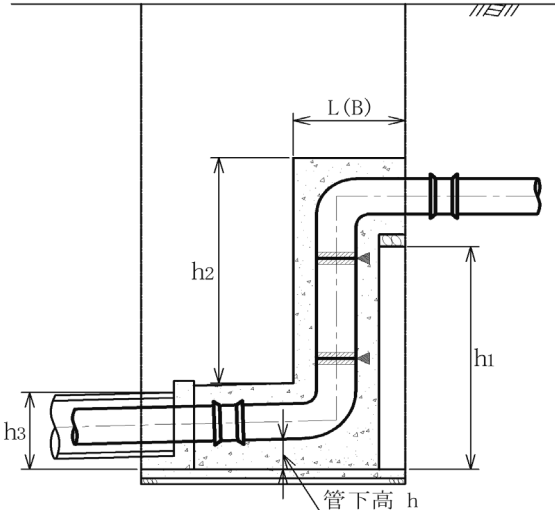
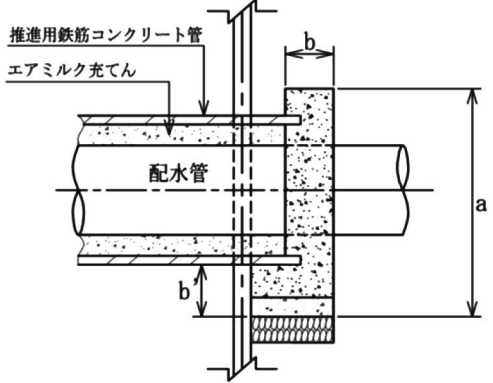
測定対象			規格値 (単位 mm)
工事	工種	測定項目	
シールド ・ 推進 工事 (立坑)	ニューマチック ケーソン立坑	基準高 ∇	± 100
		ケーソンの長さ (L)	-50
		ケーソンの幅 (W)	-50
		ケーソンの高さ (h)	-100
		ケーソンの壁厚 (t_1 、 t_2)	-20
		偏心値 (d)	300以内
	地下連続壁立坑	基準高 ∇	± 50
		連壁の長さ (ℓ)	-50
		基準線からのずれ (d)	柱列式：D/4以内 壁式：300以内
		壁体長 (L)	-200
		連壁の厚さ (a)	-20
	管理立坑 (本設)	基準高 ∇	-50
		立坑の長さ (内寸法) (L)	-30
		立坑の幅 (a)	-30
		立坑の高さ (h)	-50
		〃 (h_1 、 h_2 、 h_3)	± 20
		立坑の壁厚 (t_1)	-20
		立坑のスラブ厚 (t_2)	± 20

管 理 基 準	測 定 箇 所
<p>壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定する。</p>	
<p>基準高は施工延長40mごとに1箇所。40m以下のものは1施工箇所につき2箇所測定。 基準線からのずれは施工延長20mごとに1箇所。20m以下のものは1施工箇所につき2箇所測定。</p>	<p>D: 柱径 L: 壁体長</p>
<p>設計図に表示のある主要寸法について測定する。</p>	

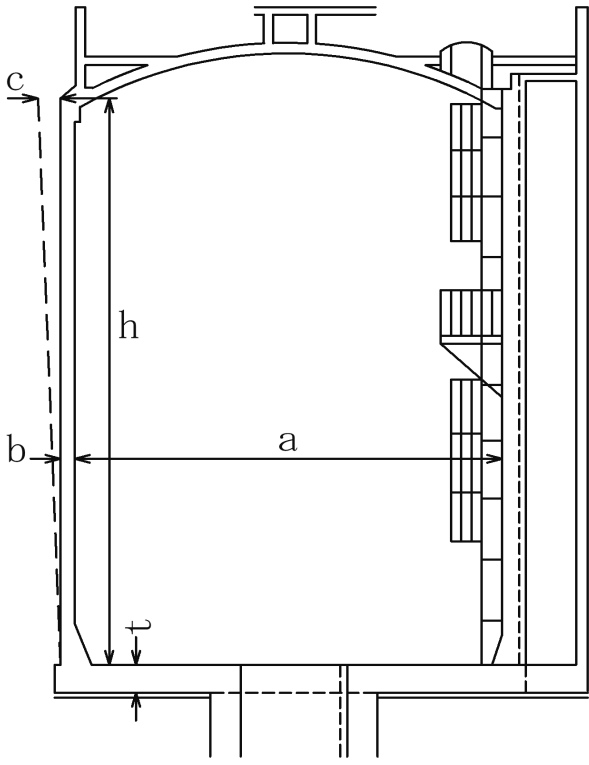
測定対象			規格値 (単位 mm)
工事	工種	測定項目	
シールド・推進工事(工法)	推進工法	基準高 ∇	± 50
		中心線の偏位 (水平方向) \varnothing	± 100 ただし、刃口推進の場合は ± 150
		延長 (L) (立坑間)	-200
	シールド工法	(一次覆工) 基準高 ∇	± 100
		(一次覆工) 中心線の偏位 (水平方向) (\varnothing)	± 100
		(一次覆工) 真円度	水平及び垂直方向 ± 50
		(一次覆工) 延長 (L) (立坑間)	-100
		(二次覆工) 中心線の偏位 (\varnothing)	± 50
		(二次覆工) 仕上がり内径	± 10
		点検通路幅 (B)	± 20
		点検通路高さ (h)	± 20

管 理 基 準	測 定 箇 所
<p>基準高、中心線の偏位は、管 5 本ごとに測定する。</p>	
<p>変化点ごとに測定するものとし、さや管内配管に支障とならないようにする。</p>	
<p>一次覆工の基準高（管底高）中心線の偏位は、5 リングにつき 1 箇所測定する。</p>	
<p>トンネル内配管に支障とならないようにする。</p>	
<p>二次覆工の中心線の偏位、仕上がり内径は、施工延長 50 m につき 1 箇所測定（水平、垂直の内径）する。 ※点検通路方式の場合に限る。</p> <p>延長 50 m ごとに 1 箇所の割合で測定する。 延長 50 m 未満の場合は、2 箇所測定する。</p>	

測定対象			規格値 (単位 mm)
工事	工種	測定項目	
シールド・推進工事	配管工	延長 (立坑間)	-100
		管中心高	±30
	管防護工	断面 (幅、厚さ等) (L、B、h ₁ 、h ₂ 、h ₃)	0~+50
		管下高 (h)	±50
	管閉塞工	断面 (幅、厚さ等) (a、b、b')	±30

管 理 基 準	測 定 箇 所
<p>延長100mごとに1箇所の割合で測定する。100m未満の場合は2箇所測定する。</p>	
<p>実施箇所ごとに測定する。</p>	
<p>実施箇所ごとに測定する。</p>	<p style="text-align: center;">断面図</p>  <p>推進用鉄筋コンクリート管 エアミルク充てん 配水管</p>

測定対象			規格値（単位 mm）
工事	工種	測定項目	
P C タ ン ク 工 事	タンク本体	内空寸法（a）	-20～+10
		壁厚（b）	-5～+10
		床版厚（t）	規格寸法の2%以内又は、 -5～+10
		傾き（c/h）	$C/h \leq 1/1000$
		高さ（h）	±25

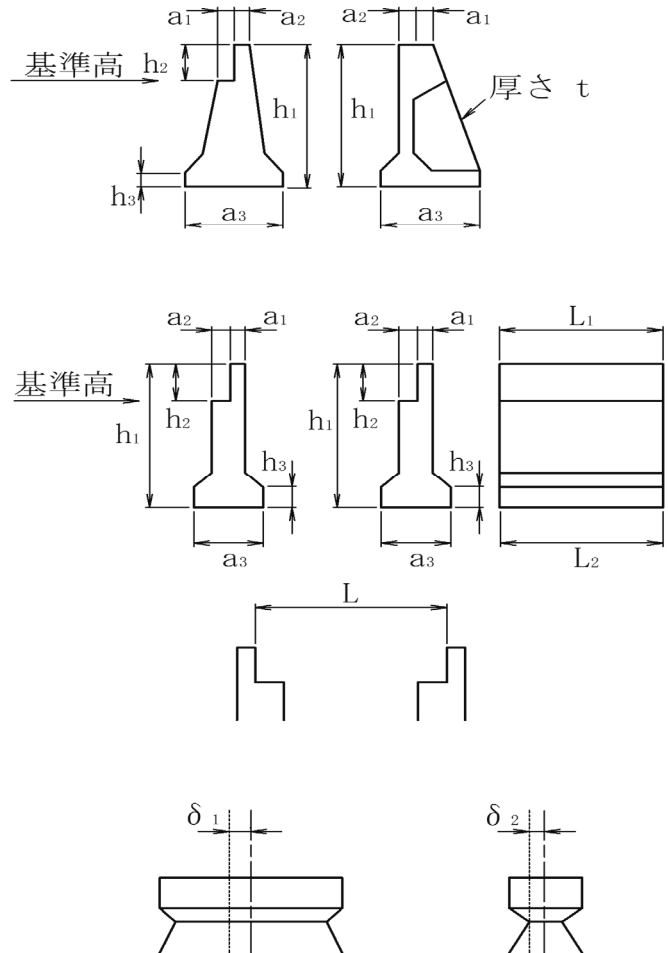
管 理 基 準	測 定 箇 所
<p>設計図に表示のある主要寸法について測定する。</p>	 <p>The diagram shows a cross-section of a tunnel with a curved roof and a staircase on the right side. Five measurement points are indicated: 'a' is the horizontal distance between the left and right walls; 'b' is the horizontal distance from the left wall to the left edge of the roof; 'c' is the vertical distance from the top of the roof to the top of the wall; 'h' is the vertical distance from the floor to the top of the wall; and 't' is the vertical distance from the floor to the bottom of the wall.</p>

測定対象			規格値（単位 mm）
工事	工種	測定項目	
水管橋工事	橋台工	基準高	±20
		橋台の天端長（ L_1 ）	-50
		橋台の敷長（ L_2 ）	-50
		橋台の天端幅（ a_1 、 a_2 ） （橋軸方向）	-10
		橋台の敷幅（ a_3 ） （橋軸方向）	-50
		橋台の高さ（ h_1 ）	-50
		胸壁の高さ（ h_2 ）	-30
		底版の高さ（ h_3 ）	-20
		控壁の厚さ（ t ）	-20
		胸壁間距離 L	±30
		中心線に対するずれ（ δ_1 ） （橋軸方向）	±30
		中心線に対するずれ（ δ_2 ） （橋軸直角方向）	±30

管 理 基 準

測 定 箇 所

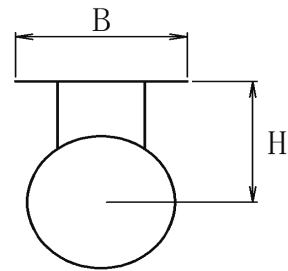
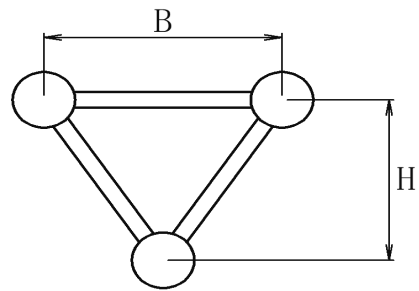
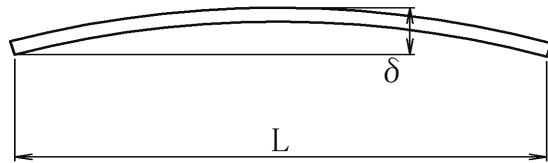
橋軸方向の断面寸法は、中央及び
両端部、その他設計図に表示のある
主要寸法について測定する。



測定対象			規格値（単位 mm）
工事	工種	測定項目	
水管橋工事	鋼橋 (仮組立時)	全長・支間（L）	+ L / 1000 - 0 ただし、最大値 + 50 mm
		製作キャンバー（δ）	+ 1.0 % - 0 ただし、最大値 1 mm
		管体の通り（直進度）	仮組立支間任意の箇所について 管軸芯に対し左右 ± 10
		桁・トラスの高さ（H）	± H / 500 ただし、最小値 1 mm
		桁・トラスの中心間距離	± B / 500 ただし、最小値 1 mm
		桁・トラスの通り	仮組立支間任意の箇所について 管軸芯に対し左右 ± 10
		桁・トラスの鉛直度	± H / 500 ただし、最大値 10 mm 最小値 1 mm
		現場継手部の目違い	板厚の 10 % ただし、板厚 15 mm 以下については 1.5 mm 以下

管 理 基 準

測 定 箇 所



測定対象			規格値（単位 mm）
工事	工種	測定項目	
水管橋工事	塗膜厚	表-1、2のとおり	目標膜厚以上

管 理 基 準	測 定 箇 所
<p>1 塗膜厚の測定 塗膜厚は、付録表－1、2に示すとおり、下塗、中塗、上塗の各種別ごとに測定する。 合計膜厚は、設計膜厚以上とする。</p> <p>2 鋼橋（水管橋本体） 厚さは電磁微厚計その他により、管軸方向に対し任意の3箇所以上、その各箇所の円周上任意の4点で測定する。</p> <p>3 歩廊等（附属部材） 10 m²につき1箇所測定する。</p>	

測定対象			規格値 (単位 mm)
工事	工種	測定項目	
土工 工事	土工	基準高	± 50
		幅 (B、B ₁ 、B ₂)	- 100
		法長 $l < 5 \text{ m}$	盛土・築堤 - 100 切土・掘削 - 200
		法長 $l \geq 5 \text{ m}$	盛土・築堤 - 2 (%) 切土・掘削 - 4 (%)

管 理 基 準	測 定 箇 所
<p>延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。 また、断面の変化点は全て測定する。 基準高は路面工事の中心及び端部で測定する。</p>	<p>The top diagram shows a cross-section of a road with a trapezoidal shape. It features two horizontal dimensions: B_1 (the top width) and B_2 (a smaller width above the left slope). The slope length is labeled as l. The bottom diagram shows a cross-section of a road with a trapezoidal shape, featuring a horizontal dimension B and a slope length l. Both diagrams include inverted triangles indicating measurement points.</p>

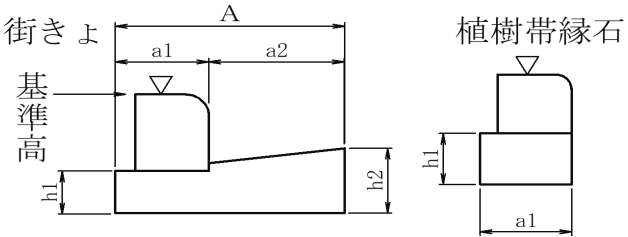
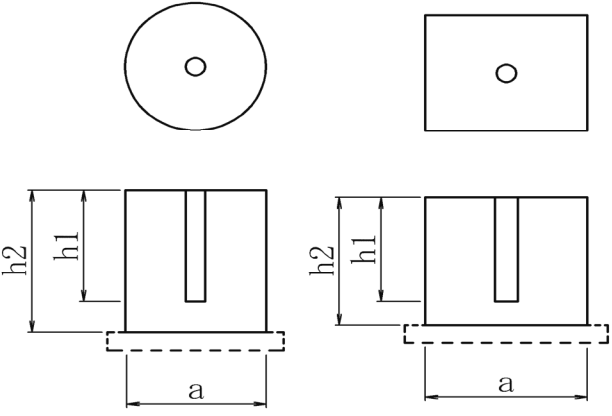
測定対象			規格値（単位 mm）	
工事	工種	測定項目	個々の測定値	平均値
舗装工事	共通	舗装面積 (本復旧)	設計値以上	
	下層路盤	基準高	右記参照	
		幅		
		厚さ		
	上層路盤	幅		
		厚さ		
	基層 (アスファルト舗装)	幅		
		厚さ		
	表層 (アスファルト舗装)	幅		
		厚さ		
		平坦性		
	コンクリート舗装	幅		
		厚さ		
		平坦性		
	歩道路盤	基準高		
		幅		
厚さ				
歩道 (アスファルト舗装)	幅			
	厚さ			

管 理 基 準	測 定 箇 所
※舗装種別ごとに一覧表を作成し、集計する。	
<p>公道の場合は、各道路管理者の基準による。局用地等の場合は、土木施工管理基準（東京都建設局）による。 なお、これによりがたい場合は、監督員と協議の上決定する。</p>	

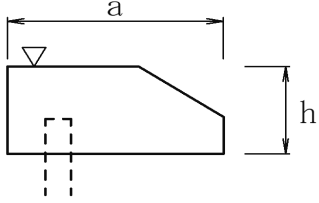
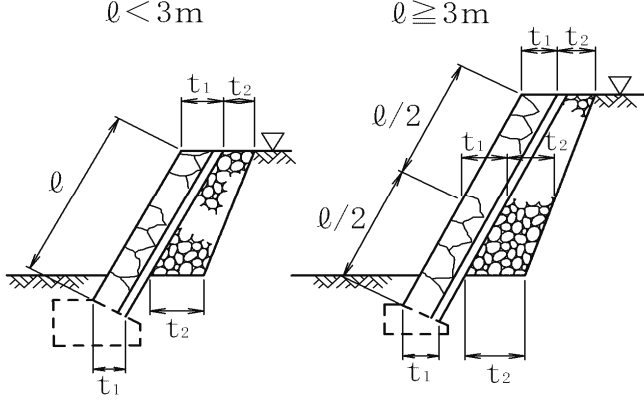
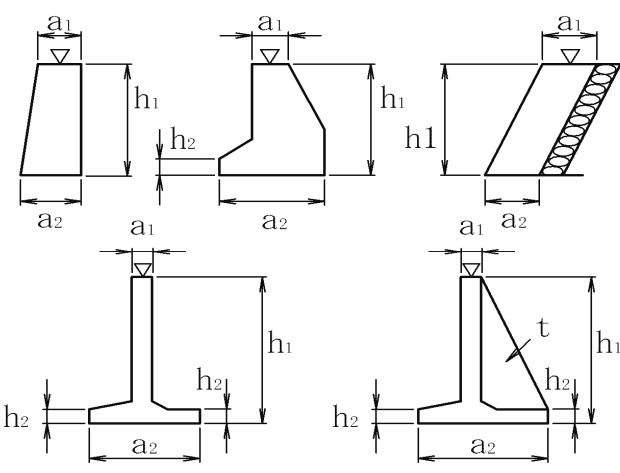
測定対象			規格値 (単位 mm)
工事	工種	測定項目	
街 築 工 事 (公道の場合は、 施設管理者の基準による。)	排水工 管きよ	基準高 ∇	± 30
		幅 (a)	-20
		高さ (h)	-20
		延長	-200
	場所打ち側溝	基準高 ∇	± 30
		幅 (A、 a_3)	-30
		高さ (h_1 、 h_2)	-30
		厚さ (a_1 、 a_2)	-20
		延長 (L)	-200
	人孔	基準高 ∇	± 30
		※ 幅 (A、 a_5 、 a_6)	-30
		隙間 $X_1 + X_2$	-15
	集水ます	※ 高さ (h_1 、 h_2)	-30
		※ 厚さ ($a_1 \sim a_4$)	-20

管 理 基 準	測 定 箇 所
<p>基準高は、人孔（ます）ごとに測定する。その場合は人孔（ます）間で1箇所の割合で測定する。</p>	
<p>延長40mごとに1箇所の割合で測定する。（原則として測点で測定する。） 施工延長40m以下のものは2箇所測定する。</p>	
<p>1 人孔については、各人孔ごとに測定する。 2 集水ますについては、2箇所に1箇所の割合で測定する。 3 集水ます緑塊と蓋との隙間は全ますを測定する。</p> <p>※は現場打ちの場合</p>	

測定対象			規格値 (単位 mm)	
工事	工種	測定項目		
街 築 工 事 (公道の場合、 施設管理者の基準による。)	路面工 (街 道 止 石 歩 道 止 石 縁 道 止 石 境 道 止 石)	基準高 ∇	± 30	
		幅 (A、 a_1 、 a_2)	-30	
		高さ (h_1 、 h_2)	-30	
		延長 (L) (境石は除く。)	-200	
	街路灯、標識等 の基礎工	幅 (a)	-30	
		高さ (h_2)	-30	
		根入長 (h_1)	設計値以上	

管 理 基 準	測 定 箇 所
<p>延長40mごとに1箇所の割合で測定する。(原則として測点で測定する。)</p> <p>施工延長40m以下のものは2箇所で測定する。</p> <p>施工延長300m以上の場合は60mに1箇所の割合で測定する。ただし、歩道止石は支道ごとに測定する。</p>	
<p>3箇所に1箇所の割合で測定する。(標識は、1箇所ごとに測定する。)</p>	

測定対象			規格値 (単位 mm)	
工事	工種	測定項目		
擁壁工事	コンクリート基礎工	基準高 ∇	± 30	
		幅 (a)	-30	
		高さ (h)	-30	
		延長 (L)	-200	
	石積(張)工 コンクリートブロック	基準高 ∇	± 50	
		法長 (ℓ) $\ell < 3\text{m}$	-50	
		法長 (ℓ) $\ell \geq 3\text{m}$	-100	
		厚さ	石積・石張 (t_1)	-50
			裏込工 (t_2)	-50
		延長 (L)	-200	
	コンクリート擁壁工	基準高 ∇	± 50	
		幅 (a_1)	-30	
		幅 (a_2)	-30	
		高さ $h_1 < 3\text{m}$	-50	
		高さ $h_1 \geq 3\text{m}$	-100	
		底版の高さ (h_2)	-20	
		延長 (L)	-200	

管 理 基 準	測 定 箇 所
<p>施工延長40mにつき1箇所、 延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。</p>	
<p>施工延長40mにつき1箇所、 延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。 法長が変化する場合は変化点間の延長も測定する。 厚さは、法長が3m未満の場合は下端部及び上端部の2箇所、3m以上の場合は法長の中間部を加えた3箇所を測定する。</p>	
<p>施工延長40mにつき1箇所、 40m以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。 断面の変化点は全て測点する。 延長は1施工箇所ごとに測定する。</p>	

付 録

付 録

表-1 水管橋外面塗装工事標準膜厚表

(工場塗装)

塗装仕様	塗装工程	塗 料 名	塗装回数	標準 使用量 g/m ² /回		目標膜厚 μm / 回
L-2	工場	変性エポキシ樹脂塗料 又は変性ウレタン樹脂塗料 (JIS K 5551 C種)	2	520	下塗	240
		ポリウレタン樹脂塗料 (JIS K 5659)	1	180	中塗	30
		ポリウレタン樹脂塗料 (JIS K 5659 3級以上)	1	150	上塗	25
L-2A	工場	変性エポキシ樹脂塗料 又は変性ウレタン樹脂塗料 (JIS K 5501 C種)	2	520	下塗	240
		シリコン変性アクリル樹脂塗料 (JIS K 5659)	1	180	中塗	30
		シリコン変性アクリル樹脂塗料 (JIS K 5659 2級以上)	1	150	上塗	25
S-1	工場	厚膜無機ジンクリッチペイント (JIS K 5553 1種)	1	650	下塗	75
		エポキシ樹脂塗料 (ミストコート) (JIS K 5551 B種)	1	170	下塗	—
		エポキシ樹脂塗料 (JIS K 5551 B種)	1	300	下塗	60
		エポキシ樹脂塗料 (JIS K 5551 B種)	1	300	下塗	60
		ふっ素樹脂塗料 (JIS K5659)	1	180	中塗	30
		ふっ素樹脂塗料 (JIS K5659 1級)	1	150	上塗	25
注 記	※1 WSP009-2010参照 ※2 全工場塗装を基本とする。 ※3 原則としてスプレー塗装とし、必要によりはけ又はローラ塗を併用する。					

付 録

表-2 水管橋外面塗装工事標準膜厚表

(現場溶接部)

塗装仕様	一般部塗装仕様	塗 料 名	塗装回数	標準 使用量 g/m ² /回		目標膜厚 μm / 回
L-2F	L-2	変性エポキシ樹脂塗料 又は変性ウレタン樹脂塗料 (JIS K 5551 C種)	4	220	下塗	240
		ポリウレタン樹脂塗料 (JIS K 5659)	1	160	中塗	30
		ポリウレタン樹脂塗料 (JIS K 5659 3級以上)	1	130	上塗	25
L-2AF	L-2A	変性エポキシ樹脂塗料 又は変性ウレタン樹脂塗料 (JIS K 5501 C種)	4	220	下塗	240
		シリコン変性アクリル樹脂塗料 (JIS K 5659)	1	160	中塗	30
		シリコン変性アクリル樹脂塗料 (JIS K 5659 2級以上)	1	130	上塗	25
S-1F	S-1	変性エポキシ樹脂塗料 又は変性ウレタン樹脂塗料 (JIS K 5551 C種)	5	220	下塗	300
		ふっ素樹脂塗料 (JIS K 5659)	1	160	中塗	30
		ふっ素樹脂塗料 (JIS K5659 1級)	1	130	上塗	25

注 記

※1

WSP009-2010参照

※2

現場溶接部の塗装は、原則としてはけ又はローラ塗りとする。

土木工事出来形管理基準

令和3年度
規格表第三類
登録第99号

令和3年4月 発行

編集・発行 東京都水道局（建設部技術管理課）
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
TEL 03（5320）6304（直通）

印刷 株式会社白樺写真工芸
千葉県千葉市稲毛区山王町102-5
TEL 043（423）1101

リサイクル適性(B)

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

